

第4章 本格的な復興に向けて

大島町が平成25年12月6日に災害復興本部を設置するなど、今後は、応急的な復旧事業を展開する段階から本格的な復興に向けた取組を実施する段階へと移行していく。

東京都は、こうした大島町の復興への取組について、全庁を挙げて支援していくとともに、本報告書で掲げられた都各局の事業の進行管理や調整を行っていくため、「大島応急復旧PT」を発展的に解消し、「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」を設置する。

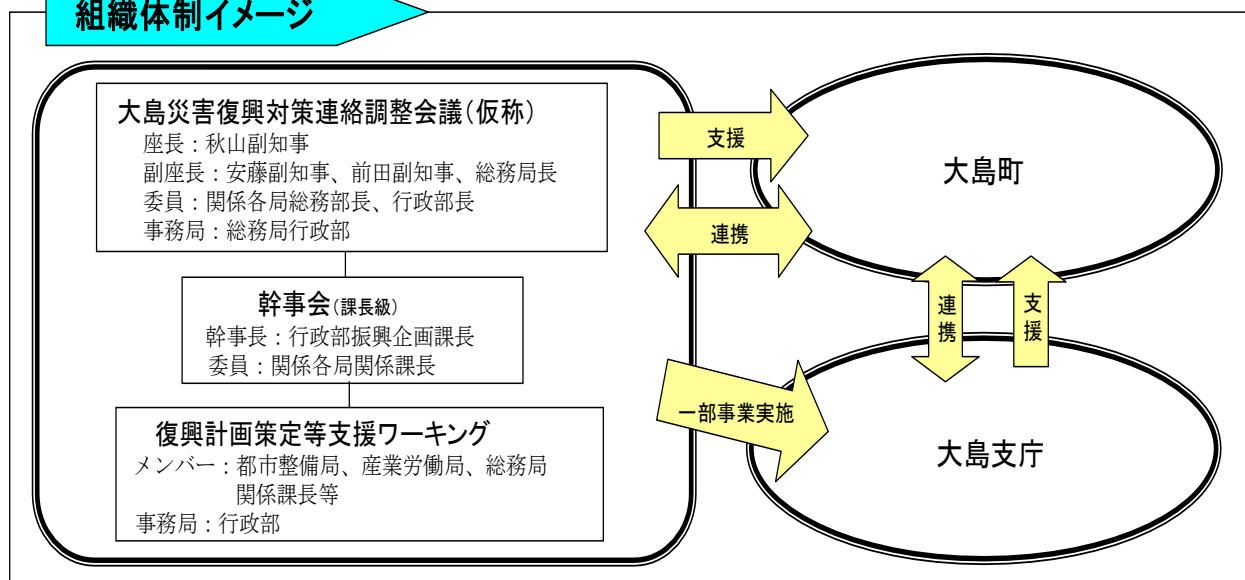
あわせて、庁内執行体制等の強化、財政支援策の検討などの取組を進める。

1 「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」の設置

大島応急復旧PTの後継組織として、秋山副知事を座長とする、全庁横断的な組織である「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」を設置する。

また、同会議の下に課長級の幹事会を設置するとともに、大島町が予定している復興計画策定に対する支援などを迅速かつ着実に推進するため、復興計画策定等支援ワーキングを幹事会の内部組織として設置する。

組織体制イメージ



(1) 会議の概要

ア 設置時期

平成 25 年 12 月中に設置予定

イ 主な調整等事項

(ア) 都関係各局がそれぞれ実施する大島災害に係る復旧・復興事業の進行管理、事業間調整・協議

(イ) 大島町による大島災害に係る復旧・復興のための計画策定等に対する都関係各局支援についての各局間及び大島町との調整

ウ 復興計画策定等支援ワーキングの設置

上記イ（イ）の業務をより円滑に遂行するため、関係局（都市整備局、産業労働局、総務局等）で構成するワーキングを設置する。

このワーキングが主体となり、主に復興計画策定等に対する大島町への技術的助言を行っていく。

(2) 今後のスケジュール

現時点で想定するスケジュールは以下のとおりである。

ア 都関係各局事業の進行管理・調整

主に第 2 章、第 3 章に記載された都各局事業の実施スケジュールを踏まえ、本会議設置以降、適切な時期まで実施していく。

イ 大島町が策定する復興計画等への支援

大島町は、平成 25 年 12 月 6 日に大島町災害復興本部を設置し、12 月 17 日に大島町土砂災害復興基本方針を策定した。平成 26 年度には、復興計画を策定することを想定しており、そのスケジュールに沿って支援していく。

※ 大島町が策定する復興計画について

大島町は、主に、「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」を復興計画の柱として施策を推進する予定である。

2 庁内執行体制等の強化

現在、大島町から要請を受けて都職員を派遣しているが、今後についても、大島町の意向も踏まえ、派遣期間を延長することを検討する。

さらに、「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」の円滑な運営、都関係各局や大島町との調整などのため、総務局内において大島復興対策業務等を担う体制を強化する。

3 財政支援策の検討

三宅島火山災害時に実施した特別交付金制度を参考に、災害復旧等に伴う緊急かつ特殊な財政需要について、被災した自治体に対して財政支援を行い、災害復旧及び復興等の円滑な促進が図れるよう検討する。